

第6回国立市介護保険運営協議会

日 時 令和7年1月17日（金）午後7時から午後9時

場 所 市役所3階 第1・2会議室

出席者 林会長、新田副会長、榎本委員、小出委員、小林委員、澤地委員、瀬戸委員、
信坂委員、前田委員、水川委員、森平委員、山路委員、山本委員 以上13名
高齢者支援課事務局

議事：

【林会長】

こんばんは。時間になりましたので、第6回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。会議次第に沿って進めて参りますが事務局の方から何かございますか。

【事務局】

今日は特段欠席とのご連絡はいただいておりませんので大丈夫でございます。

【林会長】

はい。それでは会議次第に沿って、1が議事録の承認ですが、第5回の運営協議会の議事録について、何かお気づきの点ございますでしょうか。事前に事務局の方に何かありますか。

【事務局】

特に聞いてございません。

【林会長】

そうですか。それでこのまま第5回の運協の議事録承認ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

はい、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。次に2が次期介護保険事業計画策定に向けた論点整理①であります。事務局の方でご説明をお願いします。

【事務局】

それでは今日もよろしくお願いいたします。

会議次第の2ですね、次期介護保険事業計画策定に向けた論点整理①ということで説明をさせていただければと思っております。まずここは①とあります通りですね、②を予定をしております。今日このような議題にさせていただいた理由なんですけれども、国ではですね、年末12月23日から社会保障審議会介護保険部会というところに資料を提出して、次期に向けた議論を開始というふうな扱いになっているところでございます。ということで、今日私から、国のほうがどういうふうに考えているのかというところを皆様と共有させていただくということで、時間を取っていただいた次第でございます。

あわせて、今回の運協を3月にさせていただければと思っておるんですけども、3月に向けて、委員の皆様からも、じゃあ次の計画に向けてどういう論点があるんだろうと。前回議論し切れなかったこういうところが必要なんじゃないかとか、今の社会情勢を見る限りこういうところが大事なんじゃないのみたいなことを、皆様それぞれから御意見をいただくような機会を設けたいと思っております。それを論点整理②というふうな

ことで、3月にやっていきたいと思っております。ということで、そんなことも少し頭の片隅に置いていただきながら、国のほうはどういうことを言っているのかなということは今、説明させていただければと思っております。

資料10と書いてあるものを御覧いただければと思います。今後のスケジュール（案）ということで、国のほうで出しているスケジュール（案）でございますが、下の2024年のところに、12月23日議論開始というふうに書いてございます。ここから約1年ぐらいかけて、国のほうでは介護保険部会というところで次の制度改正に向けたものを検討していくというふうな形になります。来年の冬頃には、それは取りまとまってくるということで、そういった国の制度改正のものにもらみながら、我々もそろそろ次の改定に向けてということを進めていくような段階になっているというところでございます。

その下のところに「2040検討会」というふうに書いてあります。後でも少し出てまいりますけども、国のほうでは、今、2025年問題の、2025年にまさに突入したところですが、その次の目標といいますか、めどの年として2040というのを出してきたと。ここに向けたサービス提供体制等のあり方検討会というのをつくることになったそうでございます。そこでまたいろんな議論があって、それが部会のほうへ戻ってきて議論に反映されていくというふうな形を取るということで、当然ここも我々としては注視をしていかなければいけないかなんていうことを思っております。

続けて、資料11のほうに進みます。主な検討事項（案）についてというものでございます。前回、第9期に向けての制度改正では、ポチが2つありますが、介護情報基盤の整備と医療・介護サービスの質の向上を図ること、そして、事業所等における環境改善・生産性の向上の支援といったようなところが主に打ち出されたというところだったというふうに、国のほうではまとめているようでございます。

その下の丸が、次期制度改正に向けてということで、高齢化の進展、特に85歳以上の人口の増加、そして生産年齢人口が減少する局面について入っていくぞという中で、介護人材の確保が課題になってくるよということが、主にこの3つが大きな状況の整理だというふうに記載があります。「このような中」というところから次期に向けてのものが書いてあるんですが、冒頭に「引き続き」とありますとおり、今回の資料を見る限り、国のほうで何かすごく目新しいものを出してきたというところはなさそうだななんていうことが見えました。引き続きという言葉にもそれが表われているのかなと思っております。地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、持続可能性の構築・介護人材確保等、こういったものを図っていくというふうなことになってございます。

段落が変わった「また」以降のところには、先ほど申し上げた2040に向けての検討会をつくるということが少し触れられているところでございますが、裏面のところに、これら今申し上げたような5項目に分けて、次期に向けた検討項目としていくというのが国の主張でございます。

ごめんなさい、裏面、ありますか。ない？ 失礼いたしました。ちょっと印刷のミスかと思っておりますけれども、今、口頭で申し上げますが、1番、地域包括ケアシステムの推進、2番、認知症施策の推進・地域共生社会の実現、3番、介護予防・健康づくりの推進、4番、保険者機能の強化、5番、持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善の5つということでございます。また後の資料にも出てきますので、そのときに触れさせていただければと思います。

ということで、今日一番重たい資料が資料12と書いたものでございます。介護保険

制度をめぐる状況についてということで、つらつらと厚労省が現況を示すような資料をいろいろ出してくれたというところがございます。かなり大部でございますので、はしりながら、かいつまみながらの説明になりますことを御了承いただければと思います。

では、めくっていただいて、スライド番号がそれぞれのスライドに振ってあると思います。一番初めのスライドは2と書いてありますが、このスライド番号でページを呼んでいきたいと思います。

この2ページ目からしばらくは介護保険制度の仕組みのところでございますので、皆様にとっては既に御承知の内容かと思うので、しばらく飛ばさせていただきます。

スライド番号11を御覧ください。「今後の介護保険をとりまく状況(1)」というところで、基礎的なデータをまとめてくれております。まず、①としては、高齢者人口の動向について国全体ではどうかということでございますが、65歳以上の高齢者数、2043年にはピークを迎えるというふうなことが予測されているところでございます。また、75歳以上人口のほうはどんどん割合が増えていくよということで、2060年には25%を75歳以上で超えてくるというようなことも見込まれてきております。

②のところ、これは認知症高齢者の話でございますが、ここも高齢者が増えていきますし、ここが増えていくというところが今後の課題になってくるだろうとまとめてございます。

③は、65歳以上の高齢者のみ世帯、単独世帯とか夫婦のみの世帯が増えていくということが見込まれるというふうな推計が出てきているところでございます。

④は地域差のところだと思っております。75歳以上人口が増えるよ、全体では増えていくよというふうに言っているんですけども、この辺は、例えば沖縄県と山口県では全然違いますというようなことが表で示されているところでございます。東京都はど真ん中に書いてありますが、2020年には12.1%、75歳以上人口がいるところ、2040年には14%、倍率にして1.2倍の率になるというようなことが示されているところでございます。次回に向けては、国立ではどんな形になりそうかということも出していただければいいななんていうことを思っておるところでございます。

続いて、スライド12でございますが、75歳以上人口はここまでも増えてきたけれども、ここから10年間も増えていくよということ。そして、85歳以上人口が実は大事なんだということが、第9期の議論の中でもあったと思います。この85歳以上人口は、75歳以上人口を上回る勢いで増加していくということが示されております。この辺は、第9期の議論でも、国立でも似たような傾向があるななんていうことを振り返っていたかなと思っております。

スライド13ですが、(3)として要介護認定率、85歳以上人口では当然ですけども増えていくということで、75歳だと31%ぐらいあったものが、85歳以上では57%ということで、ジャンプアップしていくようなグラフが見てとれると思います。また、介護度も重たくなってきますので、介護給付費も上がっていくということで、高齢者人数以上に内訳に注目していかないと見誤ってしまうかもしれないというふうなデータになっていると受け止めています。

スライド14に進ませてください。ここまでのスライドでは高齢者の人数の話をしていましたが、その他人口構造全体の話がここで出てまいります。2025年以降、今年以降は、高齢者の急増という時代から、現役世代の急減に局面が変化するということが予測されているというスライドでございます。生産年齢人口が減ってくるということは働き手が減ること、そして税が減ることでございますので、これは相当大的な、国全体として大きな局面の変化になってくるだろうということを思っております。

す。

15枚目以降は、既知の内容、そんなに目新しいことは書いてございませんで、またここから少し飛ばさせていただければと思います。15、16、17、18と飛んで行って、スライド25を見ていただければと思います。スライド25では、介護保険制度の現状のうち第9期の状況がどうかというのを国全体で振り返るスライドが、ここから始まっていきます。

次のスライド26では、保険者数であるとか、認定率の話が出てきております。国全体でも1号被保険者数が増えているよと。この辺はそれはそうだろうというところかと思えますけれども、認定者の割合、要は認定率のところ少し注目をしたいと思っております。国全体では、令和5年度時点では19.4%、これが徐々に増えているよというふうな割合になってございますが、国立市はどうかというところを少し御紹介したいんですが、国立市は、実は令和5年度時点で認定率21.5%というところで、少し国全体より大きい数字になってございます。内訳も実はちょっと見ていくと、要介護2以下の軽度というふうに言われる方々の率のほうが国立は高い。逆に重度と言われるほうは、国全体に比べても少し低いというふうな構成になっておりまして、要介護度の軽いうちから積極的に介護保険を使っていくというふうな市民の皆さんの意識、姿勢が見られるところかなと受け止めてございます。

次、スライド28に進ませていただければと思いますが、保険料の基準額のところでございます。全国的には右肩上がりで保険料が上がってきているよという中でございますが、ここも国立のデータを簡単に御紹介しますが、国立は、第8期のときには6,185円だったものが、第9期では6,467円というふうな数字でございました。伸び率は4.6%の伸びというところでございます。

その下に、1号保険料の分布図が出ておりますけれども、さっき6,467でございますので、国立がはまる場所は、6,001円以上6,500円以下のところにはまってくると思っております。国全体の中だと真ん中か、真ん中やや上かというふうなところに位置しているという形になってございます。

というような第9期の振り返りを踏まえまして、次に進んで、30枚目のスライドです。今後の主な検討事項ということで、先ほど申し上げました①から⑤のそれぞれの項目に沿って、基礎的なデータだったり、考え方だったりがこの後、示されてまいります。

まず、①は地域包括ケアシステムの推進、括弧書きにありますとおりいろんな状況が含まれますが、そこについての補足でございます。

32枚目のスライドは、先ほどの繰り返しです。85歳以上人口が増えてくるよ、生産年齢人口が減少してくるよというのを背景に、そして33枚目のスライド、地域差があるよということ、これも大きな背景に今後の包括ケアシステムをどうしていくかを考えねばならないだろうということでございます。

ということで、35枚目のスライドでございますが、地域包括ケアシステムの構築についてということで、もともと地域包括ケアシステムの構築は、2025年をめどに構築するんだということをずっと掲げてきておりました。国立をはじめ、みんなここを目指してきておりましたので、一定程度のものはそれぞれできてきているのかなとは思いますが、なお不足する部分であるとか、今後の状況変化に対応する部分を少しずつ変えていくというふうなフェーズにあるのかなという、これは僕の感想でございませう。

資料のほうには、1個目の白丸ですけれども、2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる

ような社会を目指したい、それこそが地域包括ケアシステムの構築だというふうなことがうたわれてございます。

2つ目にありますとおり、今後の目線でいくと、認知症高齢者の増加が見込まれるよということで、この方々の生活を支えるためにも包括ケアシステムというのは機能していく必要があるだろうということが記載されてございます。

スライド36、37は在宅医療、医療と介護の連携の話でございますが、この辺もそこまで目新しいものは書いてございませんので、少し割愛をさせていただいて、先に進ませてください。

スライド39でございますが、経営基盤の強化です。地域包括ケアシステムをつくっていく中で、その要素として経営基盤の強化が必要なんじゃないのかというのが、国の言っていることでございます。

スライド40にありますとおり、事業所規模別に見てみると、やはり規模が大きくなるほど離職率が低くなる傾向があるということが示されているようでございます。というところで、いわゆる1法人1拠点みたいなところから少し規模を大きくするということが、今後の人材確保の観点でも大事になってくるだろう、それは取りも直さず地域包括ケアシステムの構築に資するだろうというふうなことが、国のほうではうたわれてきているというところでございます。

スライド41、42でそんなことが書いてございますが、これはまた少し私の感想めいた話になりますけれども、実は私が厚労省に出向していた10年前から厚労省は同じようなことを言っているなという印象を、今回このページを見て思いました。当時からずっと大規模化が必要だと言ってきたけれども、なかなか進んでいないので、まだまだここは力を入れていくぞというふうなメッセージかなと思ってございます。

そのためのツールとして示されているのが、43ページにある社会福祉連携推進法人というものかなと受け止めているところでございます。これはどういうものかと申し上げますと、幾つかの社会福祉法人が、合併とかではなくて、それよりもうちょっと程度の軽い段階として、例えば経営のところであるとか、災害時の支援の部分だけとか、一部のところを一緒にやろうよということで連携をするというふうなことができますよ、そういう法人をつくることができますよというふうな仕組みでございます。

いろんなことができるんですけども、僕がこの中で注目すべきかななんて思ったのは、これも感想めいた話になりますが、真ん中にある四角い枠の中に、左から、①地域福祉支援事業とか、②災害時支援事業とか、この連携法人をつくるスキームが書いてあるんですけども、その中に⑤として人材確保等業務というのが出てきております。採用・募集とかを共同でやったりとか、人事交流をやったりとかいったことが、こういったこともできるようなんていうふうなことが書いてございます。大規模化をやっていくという中で一番課題になってくること、目指していきたいことというのは、恐らくこの人材のところの部分の部分が大きいかななんていうことも思われますので、こういったところのメリットをどんなふうに法人さんたちが受け止めてくださるか、大規模化というところがその解決策になるのであれば、市としても着目をしていきたいなというふうなことを思っているところでございます。

では、続いて、スライド44に進みます。今度は検討事項の②ということで認知症の話、あと、地域共生社会の話がここから先、出てまいります。

スライド番号46でございますが、認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数の推計がここに出てきております。御承知のことも多いと思いますけれども、そしてそれはそうだろうという気もしますけれども、やはり認知症になる方、85歳以上から急に

増えてくるところでございます。男女計のところ、85歳からになると32.8%のところ、認知症になってくる方が多くなってくるというところでございます。その右のMCIも、85歳からになると27.5%、合わせると50%、60%ぐらいの率で認知に何かしらの課題を抱えてくるのが85歳以上というところでございます。先ほど来、申し上げているとおり、高齢者も増えますので、そこに掛け算をしていくと、やはり高齢層における認知症の数というのは今後増えていく、それをどう支えていくかということとは大きな課題だというのが、国のほうの捉えということでございます。

ということで、47ページ以降、これまでやってきたことであるとかが載っているんですけども、47ページ目のスライドの一番最後⑬、令和6年、今年度ですけども、国では認知症施策推進基本計画というものを閣議決定したところでございます。

これを踏まえて、今後、都道府県もまた計画をつくりまして、市にも下りてくるというふうな形が見込まれているところでございますが、48、49にその細かい内容が載っているんですが、50ページ目のスライドをまた御覧いただければと思います。報道等もされたので御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、この認知症施策推進基本計画で言われた一番大きなところというのが、一番上に書いてあるところ、前文に書いてありますが、2個目のポツ、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進するということでございます。

「新しい認知症観」に立つて何というのが米印ですが、誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解をする。個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。こういったことを新しい認知症観として国が打ち出したといったところでございます。

また私の感想になりますけれども、新しい認知症観と言いながら、これ、実は国立では、もともとこういうような認知症観に立って今まで施策を推進してきたように感じているところでございます。ある意味では、国の計画の中でこれが言語化されたというのは1つプラスだとは思いますが、そういった捉え方でいいのかなというのは、ちょっと感想めいていますけれども、思ったところでございます。

加えて、社会全体がこういう形で認知症に対してやっていくんだということが機運として醸成されてきたというところでございますので、国立が今まで進めようとしてなかなか進められてこなかったことも進めやすくなってくるかもしれない、そういう機運に乗っていききたいななんていうことも思わせてくれるような計画だったなということを受け止めているところでございます。

続いて、52枚目のスライドでございます。「地域共生社会・相談支援」というふうに題して、少し議論が進んでいく内容でございます。

地域共生社会とはというところで、53枚目のスライドでございますが、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民、地域の多様な主体が我が事として参画、丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会というふうに、定義というか、記載がございます。国では、よくこの我が事、丸ごと地域共生社会なんていうふうな言い方をしたりしますが、これも実は10年ぐらい前からずっと言い続けてきていること、ただ、まちづくり、社会づくりというのはそう簡単に進むものではない部分もありますので、言い続けて、言い続けて、少しずつ近づいていくものかななんていうことを思っております。

中には、支え手・受け手という関係を超えるなんていうふうなことも書いてございますが、一方向から双方向の関係性ということで、この辺は国立でも推進をしてきており

ます住民主体の支え合いの仕組みづくりとか、そういったところにも関係、見えてくるところがあるのかなんていうことを受け止めておりますが、国のほうでもそういったことを進めていきたいというふうな内容であると思っております。

この辺に関連しまして、スライド５５に進みますけれども、ケアマネジャーさんの在り方、役割みたいなどころというのが少し課題になってきているということの御紹介のスライドでございます。ケアマネさん、介護保険の制度においてはまさに中心、中核というふうなところで、その重要性というのは言うまでもないところでございますが、近年、ケアマネさんにいろんな業務がすごく集中してしまっているのではないかというふうな議論がなされるようになってきました。そういった中で、ケアマネさんの成り手不足みたいなどころにも今、つながりかねないというふうなところで、危機感が増してきているというふうなところでございます。

具体的には、５５のスライドの下の方に表が載ってございますが、業務の種類、①、②、③、④というふうに出てきてございますが、本来、ケアマネさんが絶対やらなきゃいけない業務というのは①の法定業務のところだと思っております。しかしながら、これまでの社会情勢に対応する中で、②保険外サービスとして対応するような業務であるとか、③他機関につなぐような業務であるとか、こういったところもケアマネさんが請け負ってきた、それで制度を回してきてくださっていたというふうなことが検討会の中では指摘されたと。

この表の右側に出てきていますけれども、ここで市町村の関わりが出てくるんですが、こういった内容を基本的には市町村が主体となって、関係者を含めて地域課題として協議をしていく必要があるというのが、国のほうで行われた検討会の中間まとめというところでございます。市町村が主体というふうな表現が出てきていますので、今後これをどうしていくのかということも大きなポイントになっていくかと思っておりますが、ここの検討会も中間整理の段階ですので、最終整理に向けて議論をまずは注視していく必要があると受け止めております。

続いて５７のスライド、地域包括支援センターについてでございますが、ここは引き続き、こういったものの中で地域包括支援センターは中心であり続けるということを行うためのスライドでございますので、それはそのとおりに思っておりますので、割愛させていただきます。

スライド５９のところを御覧いただければと思います。高齢者等終身サポート事業ガイドラインというふうに書いてございますが、近年少し課題になってきている、そこに対して民間の手も伸びてきているというところを、課題認識しなければいけないのじゃないかということを出てきたスライドと受け止めております。

高齢者の皆さん、中には、なかなか住居確保であるとか、いろんなところに課題を抱えてくる方がいらっしゃいます。そういった方々に対して身元保証等のサービス、身元の保証をしてくれる人が、身寄りがいなくて厳しいんだというふうな状況であるとか、あるいは、単身高齢者が増えていく中で、自分が亡くなった後の手続きをしてくれる人が誰もいないなんていうふうな課題が聞かれてくるようになりました。多くなってきました。

ここに対して今、民間のほうでそこをサポートしますよという事業者が出てきているんですけれども、まだ出てきた直後というふうなところで、少し、中には、詐欺めいたとまで言うと言い過ぎかもしれませんが、高額であったりとか、なかなか高齢者の方が使うには難しいようなサービスも出てきてしまったという中で、国のほうでそれをガイドラインを設けて、そういった事業者を少し統制していこうというふうなことでござい

ます。

こういった事業者が何をしてくれるかというのが大きなポイントなんです、身元保証サービスと死後事務サービス、先ほど私が申し上げましたこの2つが大きな主体となっていて、逆に言うと、こういうところに課題が今後出てくるというところを捉えた上で、では介護保険、高齢者支援の中でどういうことができるだろうというのも論点の1つになり得るということで、指標が出てきているものと受け止めております。

続いて、スライド61でございます。住まい支援というところに進ませてください。少し今の話とも似てくるところがありますが、スライド62のところ、単身世帯が増えるよと、先ほど状況を整理しました。また、こういった中で賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まる、そんなような想定がされてきている。まさに地域包括ケア、植木鉢の図を皆さん思い出していただければと思いますけれども、住まいというのは地域包括ケアの土台に位置づけられています。ここが揺らいでくると、土台が揺らいでしまうので大変なことになってしまいますが、ここに対する揺らぎが今後起こり得るぞというようなことで、注目をせねばならないというところで特出しがされているところでございます。

国のほうでは、64枚目のスライドでございますが、居住支援法人といったことも認定をするような仕組みができてきておりまして、先ほどの高齢者終身サポート事業と近いところもあるんですけども、身元保証もそうですし、もしお亡くなりになった後に大家さんも困らないように、高齢者の方も困らないようにというようなことを支援する法人、つまり、住まいのことですので、一緒に住まいを探してくれたりとか、そういったところまで手をつけてくれる法人さんというのを指定して、高齢者の方のサポートを支えていきたいというようなことを打ち出してきているところでございます。

65枚目のスライドには、そういった住宅施策と福祉施策の連携についての例が載ってございますが、国立でも、来年度に向けて、住まいに関する相談窓口というのを整備していきたいというようなことを考えているようなところでございます。住まいというのは大きなキーワードに次期計画に向けてなっていくんじゃないかなということで思っておるところでございます。

スライド66でございます。今、検討事項が5つあるうちの2つまで終わりました。3つ目です。3つ目は介護予防・健康づくりの推進というところでございまして、それに関する状況の整理へとスライドが進んでまいります。

スライド67は、要介護度別認定者数の推移ということで、右肩上がりが増えてきている様子が見てとれると思いますけれども、実は介護度別にここを見ていくと、全体ではこの20年間で2.7倍になっているんだけど、中でも軽度者、要介護1までのところで3.3倍というところで、この増加というのが大きいというふうな国全体の状況が、この表からは見てとれるところでございます。

先ほど、国立市の認定率の話の中で、国立市は軽度者の認定率が高いんだというようなことを言いましたけれども、もしかしたら国のこのような動きを先取りしている国立市民というふうな状況なのかもしれないと言えます。という中で、この軽度者のところに対する介護予防というのが、今後さらに重要性を増してくるというふうな論点でございます。

69枚目のスライドでは、その方策の1つとして、総合事業の充実というようなことをうたっているところでございます。市町村が中心となって、医療・介護職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立って、地域をデザインしていくことが必要だ、総合事業の枠組みをそのためのツールと

して使っていこうじゃないかというふうなことが、ここではうたわれているものでございます。

スライド71に進みますけれども、現状、総合事業のサービス主体は、やはり介護保険サービス事業者が主体となっていたところでございます。これを、右側「対応の方向性」というところにあります、多様な主体の参画をさらに促進していくというところでございます。国立でも既に住民主体のサービスが始まっているところでございますが、そういったところを強化していきたいというふうな国の姿勢かと受け止めておるところでございます。

こういった話は、第9期のときにも議論としては出てきたようでございますが、結果としては、第9期のときにはそこまで前進というふうには至らなかったというところで、第10期でも改めてまた議論をしていきたいところなのかなというふうなところでございます。

今、総合事業のことを申し上げましたが、当然、介護予防の話は総合事業だけではございません。73枚目のスライドには、一般介護予防事業の話も触れてございますし、74枚目のスライドは、住民主体の通いの場ということも出てきております。国立でも、こういったところというのは今後もさらに強化をしていきたい、フレイルチェックも含めてこういったところを強化していくべきだろうと思っておりますが、国のほうも同じような気持ちでいるというふうな捉え方ができるかなと思っております。

また、77枚目のスライドは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、高齢者、介護予防、介護保険だけではなくて、後期高齢者医療保険とか国民健康保険とか、いろんなところで受皿があります。そちらのほうで健診を受けているそのデータであるとかと介護保険のデータであるとかを掛け合わせていろんなことができないかということも、今後どんどん模索が進んでいくというところでございます。これは令和6年度までに全ての市町村で実施とこのペーパーには書いてありますが、国立市では既に実施が始まってきているというところでございます。

…すいません、ここで御意見がありましたので、説明は一旦区切らせていただければと思います。お願いいたします。

【林会長】

それでは、質問や確認など。小林委員、どうぞ。

【小林委員】

すいません。本当は全部やっていただければいいんですけど、また私たちも忘れてしまうこともあるので…。

【事務局】

すいません。お願いいたします。

【小林委員】

ありがとうございます。いろいろあるんですけども、すごく心配というか、懸念されているのが、スライド60なんです、成年後見制度というところがこの後どうなってくるのかなというのが心配です。簡単に言うと、詐欺の問題であったりとか、また弁護士自体が不正をしてしまったりとか、そういったことが大きな問題にならないように、何かしらちょっと国立市でも手だてがあったほうがよろしいのかなと思う点をちょっと感じました。

あとは、スライド63のところの②番なんですけども、「残置物処理に困らない」と書いてあるんですけど、亡くなったというよりも、亡くなられる前のごみ屋敷とか、それが火災につながるとか、そういったところの部分とか、そういったことに対しての手だ

てというのもとても大事じゃないかなというふうに少し感じさせていただきました。

あと、もう1点、もう1個前に戻るんですけども、スライド57なんですが、地域包括支援センターがこの一番下を書いてある地域包括支援ネットワークを行うということですか。これはまた別物なんですか。その点がちょっと気になったので質問させていただきます。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。事務局のほうから。

【事務局】

そしたら、成年後見の話と残置物処理の話は御意見だったと受け止めさせていただければと思いますので、地域包括支援センターのところだけ、御質問ということで回答させていただきます。

【事務局】

ありがとうございます。地域包括支援センターの業務の中に、この地域包括支援ネットワークの構築というものも入っております。実際に私たちが総合相談等の業務をする中で、私たち地域包括支援センターだけで物事の解決ということができませんので、やっぱり地域の中で関係機関やいろいろな団体さん等とのネットワークの構築をしながら、連携をしながら問題の解決等を行っていく。そのためにこの地域包括支援ネットワーク、作成をしていくというのが、業務の中の1つということで加わっているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

【新田副会長】

終身サポートの話です。私、見守り評価機構の理事長をしているんですが、全国で本当に多分ものすごい団体、個人も含めてあるんです。そして、そこがピンからキリまでありまして、それこそ怪しげな業者からしっかりした業者というのがあって、それを評価するという、そういう評価ということをここ1年やっていて、それは実は日本ではなかったんです。岸田さんのときにその評価システムを厚労省はつくれということで、ここへ1枚スライドができたと思っているんですが。厚労省の中でもこの課がないんです。どこにもないんですね。ということで、今、これからどうなるのかという、独り暮らしの高齢者も増えるし、その人たちはどこに頼ったらいいかよく分からない。やっぱりそこ、そういったような業者も含めて、何とかそういうのを頼らざるを得ないと。例えば最後のアパートをどうするのかとか、葬儀をどうするのかとか、あるいは自分の身柄をどうやって遺体にする、どうなるのか、そんなことも含めて丁寧にやっているところもあるわけで、そういう話とこの成年後見制度とはまたちょっと別な話で、成年後見制って実は、僕は、課題なのは、成年後見の後見者になった人が何か犯罪を起こすようなことがあったときに、誰がそれをきちっと止めるのかという。弁護士なり、何とかという、司法書士ですか。そのところも僕、何回か経験するんだけど、これは危ないなというんだけど、そのところをなかなか止められないということがあって、成年後見というのはやっぱりそれなりに、成年後見の前にいろいろ段階もあって、結構それ、いい制度としては成り立っているんだけど、そのさらにセーフティーネットが必要かなと思っています。

【林会長】

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

ということなので、今、地域包括支援ネットワークのその部分に経済的なトラブル、そういったところの要望というか、そういったところが入ってくると安心した老後、また、亡くなる前と亡くなった後の部分が絡んでいくんじゃないかなとちょっと思ったので、その辺も今後は少し話題にさせていただけると助かるかなと思いました。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

スライド43、社会福祉連携法人のことについてちょっと質問なんですけれど、これは社会福祉事業を行う事業者であれば、社会福祉法人でなくてもこの連携法人に加わることができるという理解でよろしいのでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

そうですね。このスライドの下の方に「社員として参画できる法人の範囲」というふうにあります、そこに「社会福祉事業を経営する法人」とありますので、必ずしも社会福祉法人でなくても大丈夫。ただ、社会福祉法人が過半数でなきゃいけないよというのがありますので……。

【小出委員】

過半数が社会福祉法人であれば、法人格が社会福祉法人でなくても参画ができる。

【事務局】

はい。今の制度の枠組みではそうなっているということだと思います。

【小出委員】

その、赤尾課長が指摘されたように、人材不足の問題の解消というのはすごい、非常に大きい課題かと思いますが、そうすると、そうした事業者がこの連携に参加することによって、人事交流と書いてあるんですが、これ、要は、例えば人材が不足している法人に対して、ほかの事業者から代替するとかいった、そういったことも可能になるということなんですか。その人事交流の範囲というのはどこまでなのか。要は、恐らく小規模の事業者だったりすると、人材不足というのは非常に深刻な問題だと思うんですが、そこに対する手当てというか、要はマッチングではないですけど、そのタイミングによって支援できる法人がほかにいれば、そこに人材を補填できるみたいなことも、この連携法人によって可能なんですか。

【林会長】

新田副会長。

【新田副会長】

唯一成功しているのは、京都にすばらしい方がいて、小規模事業所の社会福祉法人をまとめた連携法人をつくりました。恐らくは厚労省は、この絵柄はその人のあれを絵柄化したんだろうと思っていますので、ちょっと今、名前は出てこないんですけど、思い出したら後で小出さんに……。

【小出委員】

ありがとうございます。

【新田副会長】

とても優れた法人です。ただし、なぜそれが機能するのかというと、やっぱりその人

のリーダー性なんですね。僕も1回見に行ったんだけど、やっぱりすごいですよ。その人はほとんど利益を得ていないという中でやられております。

【小出委員】

要は、経済的なメリットはあまりないけれども、地域の社会福祉事業を継続、持続可能にするための仕組みということで……。

【新田副会長】

例えば東北で私が行っている社会福祉法人があって、そこの理事長が、大体施設、人がいなくなってきましたよね。もう中身も。その施設を、社会福祉法人を何とかしてまとめる方法はないかと努力している人はいるのは知っています。ただ、やっぱりそれはそれなりに、社会福祉法人ですから努力されて、して、いなくなるわけですから人も、入る人も、やっぱりそういう時代になってきているんだろうなと思っています。

【小出委員】

そうなんですよ。本当に、介護も含めてですけど、社会資本なんだと思っているので、これをいかに持続可能にしていくのかというのは非常に、恐らく国立も全く例外ではないと思うので、ぜひこういうところを取り入れていただければと思いました。

あと、次のスライド59ですか、先ほど新田先生も少しお話しされていましたが、高齢者の終身サポート、非常に関心が深くて、先ほどガイドライン、新田先生が見守り協会の会長を……。

【新田副会長】

そうです。協会の。

【小出委員】

やっているということだったんですが、そのガイドラインって、やっぱり小林委員も御指摘されたように、詐欺であったりとか、死んだ後に死後事業と言われても、本当にそれを実施しているかどうかは、死んでしまっているから分からないわけじゃないですか。なので、そういったところのサービス内容の品質の担保みたいなところを、自治体が介入して、何かその、ちゃんと実際に契約どおり実施されているかみたいなところまで、監視じゃないんですけど、そのサービス品質を保つための何らかの施策があってもいいのかなと思うんですが、その辺のガイドラインはどのように……。

【新田副会長】

厚労省の、昔、そこの担当の責任者と話したのが、行政がここに介入するのはなかなか今、難しい状況と言っていました。だから民間の努力でできるかどうか。まだ国も決まらない状況なので、こうやって具体的に出てきたのって、これからじゃないですかね。

【小出委員】

本当にもし自分がこのサービスを受けるときになったとしたら、ちゃんとやってくれるんだよねとすごい心配になると思うんです。なので、その辺りの品質がいかに担保されるかというのは非常に重要な課題だなと思ったりしていました。

あとは、来年度から国立市にも住まいの総合窓口が設置されるということなんですけれども、やはり高齢の方の住居問題は非常に深刻で、貸してくれなかったりしますよね。それで、総合窓口があって、恐らくこの居住支援法人というのがその取りまとめもしながら、高齢者の住環境もどうするかというところを図っていかれるとは思いますが、もう1つ空き家の問題ってありますよね。空き家の問題も非常に何かこれだけ、少し聞いたら、国立市は空き家率がすごく高いらしいということなんですけれども、こういう空き家の問題と高齢の方の住居確保の問題というところを総合的に解消していくみたいなお考えみたいなのは、この総合窓口を設置される中でやられていたりするんで

しょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

総合、住まいの窓口はやっていこうというタイミング、段階でございまして、まだどういうことをどこまでというところまでは議論は進んでいないというふうなところかと思えます。

また、大変恐縮なんですけど、縦割りの表現になってしまうんですけども、住まいの窓口、メインで検討しているまた別の課長がおりますので、ちょっと私自身、不案内なところもあるんですが、現状では、どこまでというところまではまだしっかり検討は進んでいないと思っております。

ただ、1つ、空き家のお話のところについては、国立は空き家が多いというふうなこと、データ上そういうふうに言われることがあるんですけども、富士見台団地を中心に、団地のところだったりとかの空き家率というところがあって、それが全体の数字を押し上げている部分というのが1つあります。

また、富士見台団地に限らないんですが、学生街でもありますので、賃貸住宅が多いというふうなことも国立市の特徴の1つです。賃貸住宅はどうしても一定程度空きが出ますので、そこがぐるぐる回っていくことが学生街の特徴でもありますので、実態として感じるものよりも空き家率という数字が強く出てしまっているように、行政としては受け止めをしているところと思っております。

空き家の問題で特に問題視されるのが、特定空家なんて言われる、要はぼろぼろになってしまって誰も管理していないというものでございますが、国立でもそういったところに取り組は進めてきておりますけれども、特定空家として指定をするみたいなのところの数も年1、年2というふうなところで、そこまでそれは多くないのかなということでございました。ちょっと空き家の話が出たので、補足的にお話しさせていただいた次第でございます。

以上です。

【事務局】

会長、ちょっと私からも。

【林会長】

お願いいたします。

【事務局】

すいません、ちょっと補足させていただきますけれども。やはりこの高齢の方の居住という問題は、地域包括ケアの住まいと住まい方という、一番そのベースになるところでありますので、そこを今、課題となっていることはもろもろございますので、先ほどの保証のこともそうですし、今のところに住めなくなった方が住み替えるのをどうするかとか、あと、空き家の問題は、空き家というより空き室がどちらかというと課題だと感じておりますので、空き室は、さっき課長が申し上げましたけれども、学生さんが住んでいた空き室を、じゃあ今度、高齢の方がそのまま使えるのかどうなのかとか、そういったことを考えていくと、いわゆるこれ、喫緊に検討して、住まいと住まい方をちゃんと安心できるようなものにしなきゃいけないんですけども、なかなか全体として進め方をどのようにしていくかというのを、やはり検討が十分必要だというようなことになるかとは思います。これは、でも大事なことです。御指摘のとおり、これは御高齢の方にとっては、地域包括ケアの実現に向けてやはり必要なことです。そういっ

た認識で引き続き進めてまいりたいと思います。

【新田副会長】

今、大川部長が言われたように、重要なことだけど、国立で一番進んでいないのは、やっぱり住まいの話だと思うんです。単に空き家問題ではなくて、そこに住む人の介護の問題とか、生活支援の問題とか、やっぱり一体的に考えていくという、あるいは集住も考えるという、これからはですね。単に住まいはどうするかという話じゃなくて、トータルでやっぱり考える。どこが考えるのかという話だと、やっぱり高齢、福祉、ここだろうなというふうに私は思っているんだけど、まだそこまでトータル計画がなかなか出来上がっていなかったのは今までだというふうには、実際、本当に思っています。

【林会長】

小出委員。

【小出委員】

本当に富士見台を中心に国立は団地のまちでもあるので、団地の住まい方というのは非常に地域コミュニティーであるとか、地域包括だとかってすごく大きい影響があると思ってまして、なので、そのトータルな、今、新田先生がおっしゃったようなケアも含めた、住まい方を含めた暮らし全体で考えていく必要があるんだなというのは本当にそのとおりだと思ってまして、もう1点、先ほど学生のお話がありましたけど、要は東京大学かどこか、あっちの文京区のほうで、高齢の方と学生と一緒にペアで住みたいな、それで、少し学生が高齢の方のお世話をするというので家賃が物すごく低くなったりとかいう、そういうマッチングみたいなものがやられているとテレビで見たことがあるんですけど、そういった、ここも一橋大学があるので、とかほかの、文教地区ですので、いろんな学生さんも多いと思うので、そういった若い世代と高齢者とがうまくマッチングできる仕組みだとか、そういうものも1つ、国立が暮らしたいというか、国立の全体も、そういう住まい方みたいところで、ほかの自治体の事例も参考になるのかなと思いました。

以上です。

【新田副会長】

実は、一橋なんかは特に、土地が空いていて、そこを利用してということで、今の話を計画したんですね。高齢者と上のところに一橋の学生を住まわせて、その学生は家賃代を半額にして、それで、その代わり下の高齢者をたまには、1日1回見なさいよという、そんなような条件づけで計画を、1年、2年ぐらい計画したんです。ところが、結果的には家賃とその採算性が合わないという。つい去年の11月にもう中止しました。

【小出委員】

ああ、そうなんですか。

【新田副会長】

残念だけど。これは、国立市はやっぱり土地が高いのと、それを賃貸で全部やっていかなきゃいけない。そこにすると、学生を安くすることはいいんだけど、賃貸に入る高齢者は非常に高給なお金持ちしか入れないんだという。もっとそこにはそうじゃない人を入れたいわけじゃないですか。という話で、やっぱりいろいろ住宅政策は大変、これは我々がやると大変なので、今、言われたように、例えば富士見台団地の空き家を、隣に学生を入れて、それで安くして、さらに高齢者の生活を見る。そういうようなトータル計画をずっとやっているはずなんだよね。なかなかそれが富士見台計画をやっているんだけど、そのところは後で聞いてください。

【小出委員】

うまく団地が活用できるといいんだけど。

【林会長】

事務局。

【事務局】

住まいとやはり生活支援が一体的に高齢者に当たるというようなことは、今の介護保険事業計画、地域包括計画の中にも書いてあることで、それは目指す姿だと思っています。

居住政策、住宅政策に関しては、なかなか市として、これが課題なんですけど、市としてどこがどう担っていくのかということの集約がまだできていないというのが現状です。新田先生がおっしゃるように、やはり身近に地域でこんな課題があるんだというふうに感じている私も、地域包括ケアを担う私どもがやはり発信しながら、それをどういうふう to 実現していくかということを目指していかなきゃいけないんだと思っています。

【林会長】

よろしいですか。ここまでのところで、ほかに何か御発言のある方はいらっしゃいませんか。

では、また戻って続けてください。

【事務局】

ありがとうございます。まさにいろんな御意見をいただきました。いろいろな観点でいただきましたけれども、こういったことが3月に向けてもやっていけたら、そのための基礎的なところ、国が言っていることはどういうことかという共有で、今日の①ということで話させていただいているところでございます。本当に今の議論もすごく参考になる熱い議論で、ありがたいなと思っています。

では、続けさせていただきます。資料の78枚目のスライドでございますが、1、2、3と終わって、4番目、保険者機能の強化というところでございます。地域づくり・マネジメント機能の強化というふうになってございます。

実を申し上げますと、この辺りからちょっと飛ばすページが多くなってくるんですけれども、保険者機能の強化という意味では、まず、地域支援事業というところが市町村の業務というふう to 任せられている部分がありますので、こういったところについて目を向けていく必要があるよね、地域づくりの業務の一環というところでできているかなと思っています。

スライドの80のところを御覧いただければと思うんですが、地域支援事業の概要ということで、目的等々を書いておりますけれども、少し事務的な話にはなるんですが、実は地域支援事業というのは事業費に上限が定められております。このスライド80の2番のところでございますが、政令で定める上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容を定めることになっている。これが過去のあるときの実績掛ける、その後の高齢者の伸び率というふうな形で決まってきたところがありまして、この範囲内でやっていくというふうなことが、現状の制度では縛りというようなもので出てきているというところでございます。

こういったところは、今後、地域に求める割合が大きくなっていくということにつれて、少しどうにかなる部分があるのかどうか、まさに国の制度の部分でございまして、注視していきたいななんていうことを、この制度を見ながら思ったところでございます。

その他、この辺は実は結構、事務的な内容が多いところでございまして、今日この場でというふうなことでは一旦割愛させていただいて、省略していきたいと思います。

スライドの88のところから、保険料の話がまた始まってまいります、このところも、先ほど来、説明を少し簡単にしておりでございます。保険料は右肩上がりだよというようなことであるとか、そういったこと、事務的なものを書いてあると受け止めていただければ十分な内容かと思っております。

ということで、④番はほとんど説明がなく、⑤番に進みます。スライド98でございます。⑤番、持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善というふうなところのポイントでございます。

まず、介護人材の確保のところですが、スライド100のところでございますけれども、介護関係の職種の有効求人倍率は依然として高い状況にあるということで、グラフが出ております。ちょっと白黒で見にくくて申し訳ございませんが、上のほうで張っている4.07とか、こういった数字のところ、令和5年度4.07の有効求人倍率というのが介護関係の職種でございまして、他の職種に比べて3倍から4倍というところで、かなり高い有効求人倍率、要は人手不足の状況にある状況が続いてきてしまっているところです。

101枚目のスライドは、これまで介護職員の処遇改善は一生懸命やってきたよというところの国のいろんな施策が書いてございます。

102のスライドにもありますとおり、令和6年度の改定でも、そこは少し強化ということで上がったところではありますが、103枚目のスライドにありますとおり、現状においても、いまだ7万円近くの差があるというふうな介護職員の賃金の状況でございます。なかなかここで物価高騰も進んでおります中で、民間の賃上げというのは進みがあるかと思っておりますが、こと介護の分野において賃上げをするための原資というのは、やはり公定価格の部分、介護報酬の部分になってきますので、ここがどうなるかというのは今後も最大の注目ポイントになってくるだろうと思います。

ただし一方で、国がこういうふうな資料の出し方をしているということは、処遇改善に向けて検討していきたい、やっていきたいというふうな思いの表われかな、推測も混じりますが、そういうふうな気持ちでもって、期待を持ってこの資料を眺めておったところでございます。

以降、104、105と、同じように介護人材の賃金の状況が苦しいぞというようなスライドが続いていくところでございます。

その一方で申し上げますが、109枚目のスライドになりますが、介護人材はこういうふうな苦しいぞというふうなお話の中で、一方で介護職員自体は今後むしろ、さらに必要になっていくんだというのがこの109枚目のスライドでございます。2026年度時点では今よりもさらに25万人、2040年度にはさらに57万人プラスした人数の介護職員が求められてくるという推計の中において、足元で不足ではなくて、さらに増やすというふうなことで、このトレンドを逆転させることは並大抵ではないですけれども、取組を進めていかなければいけないというのが介護人材確保の問題だと思います。

同じく109のスライドの2個目の丸、国においては、介護職員の処遇改善、これが一丁目一番地だと思いますが、これだけではなくて、多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職員の魅力向上、⑤外国人材の受入環境の整備ということで、本当に多種多様に総合的に確保に取り組んでいくんだなんていうことが書いてございます。

こういった中において、国立市が市としてできる部分はどこにあるんだろうということとは見定めていかなければいけないと思います。処遇改善というのに手をつけていくというのは、なかなか市の立場ではし難い部分があるぞとか、あるいは外国人材というと

ころもなかなか市の立場では難しいところがあるぞとか、いろんな視点で見つめていく中で、じゃあ市は何をできるだろう、すべきだろうというところは、大きな研究の余地があると思います。その中にはもしかしたら、生産性向上という意味でのDXであるとか、介護ロボットであるとか、そういうテクノロジーの導入みたいなところへの支援とか、そういうふうな視点もあり得るかもしれないということは思っているところでございます。

以降のページは、介護人材確保に関する様々なデータの掲載になってございます。ちょっと細かいデータになりますので、今、私、総論的に申し上げました、そういったことを踏まえながら、後ほどでもデータを眺めていただければよろしいかなと思っております。

118ページのスライドでございますが、こちらは介護現場の職場環境改善と生産性向上、先ほども少し総論の中にも出てまいりました「生産性向上」というようなキーワードの中で、どういったことができるだろうというのが出てきているところでございます。

119枚目のスライドのところには、そのガイドライン、取組例ということでいろいろ書いてございますが、こういったものというのは事業者さんにやっていただくというような部分もありますので、こういったことをどういうふうにすればやっていただけるかというふうに考えていくのは、市としての立場からなんていることとも思っております。

残りのページは、やっぱり同じくデータのところになってきているところと、総論のときに出たところがありますので、この場での説明は割愛させていただければと思います。

スライド131からは、全世代型社会保障の改革の道筋ということで、国のいろんな取組についての紹介でございます。国の書く資料なので、少し堅苦しい部分もありますが、ここら辺も、国はこういうことを総合的に考えているんだということで1つお読みいただく部分かなと思っております。

ということで、この場での説明は省略をさせていただいて、大変長くなりましたが、資料12の説明はこの程度とさせていただければと思います。

もうちょっとだけです。資料4の説明も追加でさせていただきます。失礼しました、資料13の説明でございますが、国の資料ナンバーが資料4でございますが、冒頭に申し上げた「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」というのが始まっていくよというようなことの紹介のスライドでございました。まだ始められていない、これから始まっていくところでございますので、現時点でどうこうということはないんですけれども、2025の次、2040、15年後にまた次の目標、目線を定めて検討していくということで、しっかり注視していく必要があると思っております。

大変長くなりました。説明は一旦以上でございます。よろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、今、資料12、それから資料13にも触れていただきましたが、この辺りで何かございましたら。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

いろいろありがとうございます。かいつまんでいただいて非常に分かりやすくなりましたので、ありがとうございます。意見があるだけなので、それでおしまいです。高齢者に対する安心・安全というのがとても大事だと思うんですけれども、そこに財産を

守るという感覚ですよ。すなわちペナルティーをつけるというよりも、予防するという。そのネットワークで対応していくということがとても大事なんじゃないかなということと、あと、もう1つは介護職員の人たち、そういうちゃんと頑張っている人たちを様々なハラスメントから守る、法律とは言いませんけど、ガイドライン的なもの、こういったものをこれから考えていただければなと思いました。

以上2点、意見です。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

山路委員、お願いします。

【山路委員】

非常に多岐にわたる話で、なかなか地域で、特に国立市で独自にできることはどこまであるのかと。ほとんど国の制度、枠組み、その制度改正によって、ある程度もちろんカバーしていただけないわけですが、その中で、特に資料2の中の109のところで説明があった介護職員の必要数についてというところですが、これも、数字としては、マクロ的に見るとこれはこのとおりなんだけど、国立市で介護職員というか、特に要介護の高齢者、要支援の高齢者を支えていく、そういう地域づくりをどうやって進めていくのかという観点からやっぱり考えていく必要があると思います。

その場合に、1つは、これもマクロで見ると女性、特に結婚して子育てが一段落した場合の女性の労働力の活用、これ、日本の場合は欧米と比べると、よくM字型カーブと言われて、出産から育児までの間がぐっと落ち込むんですね。ようやくそれが一段落した30代後半からまた労働力として戻っていくというカーブなんですけど、それを落ち込まないようにできるだけしていくためには、やっぱり両立支援が非常に必要だということとは一般的によく言われるわけです。

国立の場合にも、それはもちろんそこそこ両立支援の制度は様々な形でされているんですけど、もう少し踏み込んで、女性が両立支援しやすい、働きやすい環境づくりというのを、少し迂遠なようだけでも進めていって、それはもう子育て支援にも行くかもしれないけれども、高齢者の介護にも行けるような形での、働く状況の改善というのをやっぱりしていく必要があるんじゃないということが1つと、それから元気高齢者の方々はまだまだ、高齢者を特に支える意味での元気高齢者の人はいっぱいいるわけですよ。その方々をどうやってできるだけ巻き込んで、国立市の地域づくり、高齢者を支える役割を果たしていくのかというのは、国立の場合もいろいろモデルがあって、あれ、新田先生、どなたでしたっけ、旭通りのほうで、シニア会議にも参加していて、今は50人ぐらいの方々が参加して、独り暮らしの高齢者を支えている、生活支援をやっている方がいらっしゃるじゃないですか。ああいうのを1つのモデルにして、できるだけああいう高齢者を支えるような、高齢者が高齢者を支えるような、そういう支援を意識的にこれからできるだけやっていくことによって、ある程度その繰り返しで、そういう支え合いの社会づくりができるのではないかと私は思います。

以上です。

【林会長】

はい、新田さん。

【新田副会長】

今、山路さんが言われた最後の話、小山さん、ちょっと話をしていますか。

【事務局】

ありがとうございます。その活動につきましては、住民主体の訪問型サービスとして

実施していただいております暮らしのサポート、担当している方は原さんという方になりますが、その方がくにたち福祉サポーターさんたちに声をかけていただきまして、住民主体の活動として高齢者の方の生活支援を行っているというような形の活動になっております。

以上です。

【新田副会長】

それを、やっぱり原さんも大分高齢になりますので、やっぱり一番困るのは事務局作業なんですね、あれ。そこで社協に協力体制を求めて、社協と原さんの暮らしのサポート、マッチングをするという、今そういった作業で、支えていくというような形に恐らくなるだろうと。

そこででございますが、僕は厚労省の、地域支援事業の82も含めて、この構図が気に入らないんです。これ、格好ぶり過ぎると思いませんか？ 赤尾さん、きれい過ぎるんですよ。生活支援・介護予防サービスと高齢者の社会参加という形を書いてあるでしょう。実は、原さんのところで仕事している人たちは、こんな社会参加とか介護予防なんて考えていない。その今の人を助けるというか、その思いで動いているんですよ。だから、こういう形でやられて、あなたたち、これでやってよと言うと、僕、やめるような気がしてね。

【山路委員】

いや、そうじゃないだろう。

【新田副会長】

うん。だから、これ、形としては非常にきれい、きれい過ぎるんですね。厚労省はやっぱり厚労省だけの話かなと。我々、やっぱり地域に下りたら、この構図をもう少し分かりやすい構図に、何か地域の住民のそういう構図に切り替えることが必要かなというのが、この82からの構図ですね。

そこで、その前のスライドの地域支援事業の概要が相変わらずこれなんです。事業内容で、事業費・財源構成の中で、一番下の財源構成、介護予防・日常生活支援事業って、これ、一体的に同じ改定料じゃないですか。地域支援事業はもっと今のようなことでニーズがあって、財源は必要になるんです。これでやると、国立もお金を払えないです、実は僅かしか。そうじゃない、もっと地域の市民、高齢の市民の生活から支えるということからすると、この絵柄ってやっぱり駄目だなと、厚労省は相変わらずと私は思いました。

だから、国立は介護保険事業、この運営委員会でしっかりとした日常生活支援総合事業を支援するための財源を確保するために何か考えていって、しっかりとやっぱり独り暮らしを含めたそういう人の生活からを支援するというをやらなければいけないので、この厚労省のこのままでやると駄目になる気がします。

もう1つ、最終的に言うと、厚労省は相変わらず従来型のサービスの延長線上でこれをつくったんです。これでは、私、ほとんどの地域、全国の地域もやっていけないだろうなと思って、この絵柄は失敗したんじゃないかなというふうに。なぜかという、人手はいなくなるのが当たり前の世界になるわけですよ。その中でやっぱりサービス事業も、これ、ばらばらでやってはどうしようもない。もう少しまとまった形でサービスを、地域ごとにサービスを提供するとか等々、新しい形を考えないと、人材の問題は一切これから解決できなくなるので、だから人材が少なくても介護できる体制、例えば1区間を例えばヘルパーさん3人に任せるとか、極論すればですよ。そのぐらいの発想で、それでヘルパーさんのお金を普通の産業に対するお金並みに払ってあげるとか、

さらには1.5倍ぐらい払ってあげるとか。介護者のやっぱりお金は低過ぎるんです。だから、それぐらいお金を出してあげて、その代わりその責任を持ってもらうようなというふうになると、この国の制度の中でやっていたら絶対駄目で、特区化しなきゃいけないぐらいに思っています、実を言うと。そうしないとこの形はなかなかうまくいかないだろう。私の印象です。だからこの厚労省って、せっかく赤尾さんが説明してくれたけど、結果として、このままだとちょっと日本は危ないなということでございます。

【林会長】

ありがとうございます。小出委員、どうぞ。

【小出委員】

新田先生の特区化というのはすごいアイデアだなと思いますし、ちょっとそれと関連して、以前、馬場課長がいらっしゃいましたときに、要介護1・2の総合事業化みたいな話があって、そうなったときに国立はどうするかみたいな話をされていて、これがそうなるかどうかは別として、財源が厳しいのは事実だし、にもかかわらず要介護の方は増えていって、介護人口は減っている一方なので、その担い手をどうするかというのは、特区化もそうでしょうし、やはりここで言っている住民の参加も非常に重要な課題があると思っていますので、この絵がどうかというのはあれなんですけども、例えばくにたち福祉サポーターであるとか、そういった仕組みはもう既にできていて、その担い手の育成みたいなことで、シニアカレッジとか様々な研修があったり、そこで人材を育成して、国立サポーターが生まれて、これはその人たちが今後こういった地域福祉に参加していって、中で、育成とその人材の受皿みたいなのはできていると思うんですけど、そのフォローアップというんですか、その人たちが実際に福祉活動に参加するであるとか、介護の一部を担うであるとか、生活支援を担うであるとかになったときの、せっかくになった人たちのフォローアップであったり、そこに有償ボランティアみたいな考えを入れていくとか、そういった何かいろいろ手当てをしていかないと、なかなか持続可能じゃないのかなというのは、僕は新田先生の御指摘のとおりであると思っています、そこら辺が今後の課題としてあって、あと、その一連の流れ、育成から始まってそのフォローアップというか、そこに何か費用というか、支給される、有償みたいなのところも発生する財源をどうするかといったところの、全体の仕組みづくりがすごく大事なのかなというふうに。大枠はできていると思うんですけど、そこをもう少ししてこ入れといいますか、もう少し実行可能なものにしていくのはすごく重要なのかなと思っていたりもしています。この仕組みをもっとうまく回すような……。

【新田副会長】

ちょっとその前に、誤解をされてしまうといけないので、介護予防と日常のあれで、高齢者がここへ参加すれば介護予防になるのは事実なんです。これは事実なんですけど、そんなことのためにというふうにやると、ちょっとこの作業はうまくいかないよねという、そういう話で話したのであって。

【小出委員】

新田先生のおっしゃるとおりなんですけど、一部の人はそれが生きがいになっていたりする人もいらっしゃるので、全員がそうかということ、中にはそういう方もいらっしゃるという感じだと思います。そういうのが楽しいとか、これが生きがいなんだよねと感じていらっしゃる方も事実いらっしゃるので。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

おっしゃるとおりのところもあると思いますし、地域で今これだけ活動に参加をされている方が、一時期に、五、六年前に比べるとかなり増えています。そういう地域にもなりつつあるということだと思います。

それと、これまで課長のほうでお話し申し上げている今後の人口構造ということを見ると、やはり75歳以上、80代の方々がどう生活していくのかということになるかと思います。ということは、今、一緒に活動されている方々のうち何か支障を来す方、物忘れが始まる方というのはどうしてもいらっしゃるわけで、そういう方々と一緒に活動してきた方々がどう気にされるかということが、すごく身近に大きいことになってくるんだと思うんです。そのときに、じゃあ何かしてさしあげたいと思うだけだとなかなかハードルが高いので、やはりそういうときにできるような、そういうような養成ですとか、体制ですとかをつくっていく。

逆に言うと、認知症の方の調査をさせていただいたときに、おひとり暮らしの認知症の方でも、5年以上たってもそのままおひとり暮らしで暮らし続けられる方の特徴として、これまでの師匠・お弟子さん関係ですとか、お仲間ですとか、そういった方々との関わりがずっと続いていた方が多かったということがありますので、そういったところをヒントに、やはり地域で身近にそういった気になる方をどうしていくのかというようなことを皆さんと一緒に考えながら、この体制につなげていければと考えています。

【林会長】

ありがとうございます。小出委員、御意見ですか。

【小出委員】

いいですか。

【林会長】

はい、どうぞ。

【小出委員】

すいません、少し話を戻して、さっき山路先生も御指摘されて、赤尾課長も御説明の中でおっしゃっていたんですけど、現役世代が減っていくという中で、これからは子育てと介護が両方一遍に来るダブルケアラーの人がすごく増えたりとか、私の妹がそうなんですけど、あと、ビジネスケアラーって、今、経産省もいろいろ支援とかしていると思うんですけど、そういう現役世代のケアラー支援みたいなものすごく重要だと思っていまして、介護離職もありますし、何か新聞記事で読んだんですが、ダブルケアラーの経済的損失が9兆円ぐらいあるとかいうような話があって、これは、この前、インバウンドで日本にたくさん外国人が来て、これが8兆円だかあって、それがもう全部消えてしまうぐらいの規模なので、非常に大きいなと思っているんですけど、その現役世代のケアラーの支援がすごく重要ななと思っていて、それは国立に現役世代がたくさん増えて、その税金によって介護も賄えるみたいなことで、それはいい循環があると思うので、そこも国立の特徴としてそういう現役世代のケアラー支援みたいなところももうちょっと、もしかして力を入れてやっていただけるとすごくありがたいかなと思っておりますのと、あと、ここも赤尾課長がおっしゃっていた、介護人材不足の中でテクノロジーを入れていくのは、いろんな人材不足解消策で、国の施策なので市のレベルではなかなかできない中で、赤尾課長がテクノロジーの導入というのが自治体でもできるような施策になる部分みたいな話をちょっとされていたかと思うんですけども、やはりテクノロジーの導入による生産性の向上であるとか、負担軽減みたいなのはすごく喫緊の課題だと思うので、ここ、もし市が何か施策が出てやれるのなら、ぜひやってほしいと思ったのが1つあります。なので、ケアラー支援とテクノロジーの導入というのがすごく

重要なのかなと思いました。

あと、最後、私がすごく気になっていたのが、去年の7月に、私は北に住んでいるんですが、北で非常に痛ましい事件がありまして、介護保険計画の委員をやっているにもかかわらず、すごくショックで、これまでそういう事件って、結構孤立をされていて、支援を受けていなくて、支援というか、つながっていなくて、そういう方の印象があったんですけども、どうもこの方は支援は入っていたし、全く孤立されているわけではなくて、御近所ともコミュニケーションはあった中でそういうことが起きてしまったみたいなことを伺って、ちょっと今までのものとは違うのかなと。

そうなったときに、先ほどいろいろ出てきた地域での取組であるとかいったところの在り方がちょっと質が変わってきたというか、問われているのかなというふうに感じていまして、なので、これは質問でも何でもありませんが、私もそういう地域活動みたいなことをやってくる中で、その辺り、その北の事件を踏まえて、ここまでやってきたこととちょっと質が変わってきて、何か在り方みたいなところを根本的に問い直さないといけないのかな、いけない部分と感じているところです。これは私の感想みたいなもので、意見でも何でもありませんけども、そういうふうにもちょっと思っていました。ここは当然、その対策に向けて動き出されていると思いますけども、市民というか、地域住民としても大きい課題として捉えていけないのかなと、その去年の事件を受けて思った次第ですので、これからもそういう在り方みたいなものを問い続けていけないのかなと思っているところです。

以上です。

【新田副会長】

最初のヤングケアラーの話ですが、第何期でしたっけ、国立は要介護に上乘せをしていましたよね。上乘せをして、あれの上乘せで実際、今のいわゆるサラリーマンで御家族を抱えている人が使ってほしいよねと、その代わりという話があった。結局あのとき使われなかったんです。山路先生は覚えていると思いますけど。

【山路委員】

要介護の人たちへの上乘せはやっていました。そのことですか。

【新田副会長】

そういうことです。あれは一方でその支援なんですよ。要介護5でも3でも上乘せをして、その分だけを介護サービスを使って、そして自分たちは仕事をしてほしいという。あのとき、だから第何期かでそれは廃止したと思うんです。

【山路委員】

そうですね。

【新田副会長】

そこが、そういうこともあって、そういうようなやり方の支援というのは恐らく、ちょっと事務局は後でまた話をしてもらいます、あるだろうなというのは1つあると思います。

もう1つ、介護の費用の、訪問介護が今、ほとんど小規模なんで潰れているんです、今度の介護報酬で。潰れている原因として、小規模だからか処遇改善が取れていないというのがあって、それが今回スライドの106で処遇改善加算の一本化と取得支援という、これはとてもいいことで、これを具体的にどうちゃんとやっていくかなという話かなと。小規模の訪問介護事業者に補償、いわゆる所得支援をしてあげて、きちっと介護ヘルパーさんにお金を払ってあげる。そうすると結構いいお金になるので、という地道な努力が必要で、人材の問題は、その事業者がその人を大切にせず辞めさせないでほし

いと。まずそれなんですよ、どこでも。それが大切で、そのためにはやっぱり小規模が多いところは市が支援するという、まずそういう形になるだろうなと思います。

最後の話は大変悲惨な話で、2日後、1日後かな、もう入所が決まっていたんですね。それにもかかわらずという話で、これはいろんな考え方があるんでしょうけども、ということで、ちょっとコメントは差し控えさせていただきますか。

【林会長】

山本委員。

【山本委員】

介護職員の人手不足が深刻な状況になっているということは皆さん御存じのことなんですけれども、この前、東京都の老人保健施設協会の理事の方が集まっての勉強会の中で、様々外国人の方の受入状況を報告し合うという意見交換をさせていただいて、私は事務として受入窓口を担っておりますので、報告をさせていただいたんですね。現状、ミャンマーとかネパール、モンゴルの方に働いていただいています、皆さん、コミュニケーションも日本語もとても上手で、その中には介護現場で経験がある方が入職していただいている方もいて、とても助かっているんですけれども、今年4月にミャンマーから新たに4名入職していただきます。そのうちの2名は日本語の今のN2のちゃんと合格した方で、コミュニケーションがしっかり取れる方なんですけれども、2名は介護福祉士の養成校に行って、あとの2名は1年間、日本語学校でさらに勉強して、養成校に行ってという形で、アルバイトをあおやぎ苑でしていただきながら、卒業したら正社員になっていただくという制度を設けているんですけれども、本当に助かっていて、こういうところでも少しでも助成が下りればなと期待しております。

【林会長】

ありがとうございます。前田委員、お願いします。

【前田委員】

意見というか、感想にもなってしまうんですけれども、訪問介護員がやはり少ないというのは、固定給で働けない。隙間時間で今、働きたい方がどれだけいるかというところで、やはり固定給でちゃんと決まった、移動の時間帯がまず出ませんで、支援に入っている時間の時間給でしか単価が出ないで、皆、仕事ぶりというところにはやはり今、若い世代の方も含めて人気がないというところはすごく感じるところです。

やはり長く勤めていらっしゃる方は、もう以前からの経験を基に、この仕事は自分が今、行けるというところでさせてはくださっているんですけれども、やはり若い成り手、女性というお話もされてはいたんですけれども、それだけ訪問のヘルパーさんは1対1での介護が必要ですので、その力、身体介護というところになってくると、やはり女性はそういう意味では性差というところで考えると、非常に体は深刻になる。そうなってくると、家事支援のほうなら続けられるけれども、身体に伴うことはもう無理ですという状況がある中で、やはりリタイアされた男性もぜひその部分に御協力いただくようになってほしいなというのはやまやまあるんですが、そこにハードルがあるのが、やはり介護保険の制度の中ではちゃんと資格が、有資格者が成り手になるわけなので、その資格を取るというために、また新たに専門学校なり、その期間を要してから実際に働けるかどうかという、そのタイムラグというところも生じますね。ということで、やはり若者、学校の教育、これは本当に理想とか、もうそうなるけど、学校教育の中で本当に介護職の勉強なり、そういうカリキュラムを学んでくるということは、今後やはり日本国としても大切なのではなかろうかという、実感というか、そんなイメージは持っているところです。

それから、テクノロジー化、ICT化というお話もあるんですけども、逆にデジタル産業が少しやはり優位に立っているなというところは非常に感じていまして、今、現場で働く成り手の方が高齢化である以上、そういうものを速やかに導入して扱えるかどうかというところが非常に今は課題でありますのと、あと、やはりそういうものを入れたということは、ランニングコストを考えていかないと、それは採算が合わない部分にもなるということを感じて、何年かたつと、機械物ですのでやはり壊れる、機種は変えなきゃいけない、そこに対しては費用がまた上乘せになったりとか、新たな基本料金での更新になるとか、そうしたものも含めて考えていくというところでは、やはり訪問介護の単位数が減っているというところでの事業収入が減っている中でのそういう機械化に伴う出費というところも、一体どうなるんだろうなというところを感じているところがあります。

あと、介護のほう、どちらかというと施設管理というところになってくことで、1軒のおうちにそういうものを持っていく運搬はどうするのとか、今、介護スーツって機械化されたものもあるので、非常にああいいうものを使いたいというイメージはあるんですけど、それを自転車でどうやって例えばヘルパーが持ち運ぶか。あとは、御家庭の狭さとか空間によっては非常にそういう機械ものが邪魔になってしまうというところで、やはり御家庭で過ごされている方への支援のときにはこういうものが使えないという事情もあったり、あと、導入にはそれなりの費用が必要ということなので、できれば市とかいったところで手軽にちょっとレンタルでとか、試しに使えるよというようなものを用意していただいて、1回そのものを試して、案外使いやすいねとか、やっぱり使いにくいねとか、そういうものがもう少し身近にやれるようになるといいなというような、そんな思いを抱いているところです。

【林会長】

具体的にいろいろと御指摘くださってありがとうございます。

そろそろ次の議題に進んでよろしいでしょうか。

では、事務局お願いします。

【事務局】

御意見、様々ありがとうございます。

次の議題ということで、議題の3番でございます。高齢者支援策に係る検討部会の設置についてというところでございます。こちらについては、恐れ入りますが、特に資料等はございませんで、口頭で御説明させていただければと思います。

ここまでの話してきましたとおり、今後、我々としても次期介護保険事業計画の策定に進んでいきたいというふうな状況でございますが、ここで、今までの話もちろんその一環なんですけれども、高齢者支援施策、介護保険制度外のいろんな施策について、従前より課題になっているかなんていうことを思っているところでございます。これまでの計画策定、第9期の中でもなかなかうまく盛り込めずに、非常にこの辺は苦勞をしているというような状況があらうかと思っております、この1年の運協の中でも、改めて考え直したほうがいいんじゃないかとか、部会をなんていうお話もいただきましたところで、ここで特出しをして部会をつくっていただければなということで、事務局からの提案というか、つくっていただきたいというお願いでございます。

事務局から趣旨の説明は以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。ということなのですが、これについては御意見をお伺いしましょう。あるいは案というか、ありましたら。

小林委員。

【小林委員】

検討部会、よろしいかと思うんですけども、どのような人の人選でどうなっているのかとかちょっと知りたいのと、もしあれば、ちょっと私も勉強させていただく、その場で聞かせていただいても少し勉強になるかと思ったので、その2点があるので、そのうちの人の、人選の内訳とかを教えてくださいと思います。

以上です。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

すいません、説明が漏れておりました。失礼いたしました。

まず、人選というところでございますが、何か現時点で、私どもの中でこの方というのが決まっているわけではございませんで、部会をつくっていこうということで御承認いただけましたら、会長、副会長と御相談の上でお声がけをさせていただければと思っています。その中で今、小林委員のほうからはぜひ参加したいというお声もありましたことも踏まえながら、御相談していきたいと思いました。

もう1つ、日程的なところの御説明をせずに、大変失礼いたしました。最後のところでも触れますが、次回の運協は3月にさせていただくという形を考えてございますが、1か月空きますので、この間を使って、2月の間を使って少し、部会をつくってやっていきたいというふうな思いしております。大変短くなってしまうので、回数としては1回か2回か、そんなところかなんていうふうには思っていますが、委員の任期の満了も4月に向けてというところで区切りが近くなってくるので、そこに向けて報告を出していただくためにも、まずは中間報告でも構いませんので、2月に1回、2回やったものを3月に報告いただくというふうなスケジュール感でやっていきたいと思っています。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見はありますでしょうか。

それでは、高齢者支援施策ですから、これまでもいろいろと取り上げることがあったんですが、何か元に戻ってしまうとか、というようなこともあったりして、この辺りでちょっと検討部会という形でまとめてみようということですかね。

では、そういう検討部会の設置について、よろしいでしょうか。

では、設置の方向でよろしくをお願いします。

それでは、次に介護保険料等における基準額の調整について（報告）ということですが、これも事務局からお願いします。

【事務局】

検討部会の設置を御承認いただきまして、ありがとうございます。人選を含めて、また会長、副会長に御相談させてください。よろしくお願いします。

次第の4番、介護保険料における基準額の調整について、こちらは報告でございます。資料の14番というものを御覧いただければと思います。これも、厚労省が出した資料を使わせていただきながら説明をしていきたいと思っておりますけれども、介護保険料、御存じのとおり、1段階から国の標準では13段階というふうに分かれているところでございますが、それぞれの方は収入に応じて区分をされて、この収入を超えたらあなたは第5段階ですよとか、ここを超えると第6段階ですよというふうに決めているところがあ

ります。

この1と2の境、もしくは4と5の境のところは、現行制度では80万円となっているんですが、これが老齢基礎年金の満額支給額を基に80万というふうに設定をしているところでございます。

今般、年金のほうの支給額が上がることになりまして、これが80万円から80万9,000円になります。年金が変わるので、今の介護保険法上定めているもの、80万というのも、合わせて80万9,000円に変えるということが予定されてございます。

国のほうの制度が変わりますと、市のほうの介護保険料の設定のところも同時というか、国の政令を引っ張る形で規定をしておりますもので、それが必ず自動的に変わることになりますので、市のほうで何かをして設定するわけではないんですけども、国が変わると同時に、国立市の介護保険料の基準のところも80万9,000円に変わることになりますので、介護保険運協に報告をさせていただきたいと思って、議題とした次第でございます。

報告は以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。ということで、御報告いただきましたが、質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みますが、今日、資料15というのが配られて、その他で御説明があると思うのですが、事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、本日机上で配付させていただきました資料ナンバー15を御覧ください。今回、令和6年4月1日に介護保険施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められました。地域包括支援センターの職員配置につきましては、「国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」につきまして定められておりますので、施行規則が変更になったことに伴いまして、改正を予定させていただいているということでの報告ということになります。

これ、規則改正の経緯、2番のところに書いてあるんですが、全国の地域包括支援センターにつきましても人員確保がやはり困難になってきている。そういう状況の中で、地域包括支援センターの業務の質の担保を行っていくという上では、柔軟な職員配置を進めることが適当であるというふうに国のほうから意見等が出されてきたことに伴いまして、改正が行われたということになっております。

内容についてなんですが、3のところの（1）と（2）のところを御覧ください。地域包括支援センターにつきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という職種を置く基準というのも定められているんですが、1圏域につきまして何人ということが定められております。それが、全国、国立市は直営型1か所しかありませんので、そこが変わってくるということではないんですが、ほかの地区で言いますと、複数の地域包括支援センターに配置する職員を……。1番目のところは、申し訳ございません、正規職員の配置の基準を、非常勤職員の人数を何人か配置をすることによって常勤換算をするというような形で満たすことができるというのが（1）番ということになっております。

2番のほうで、複数の地域包括支援センター、ほかの地区で言いますと、地域包括支援センターが何か所か設置されているところ等もございまして、そこを常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置をすることによって基準を満たすことができるとい

う、そういうふうな形に変わっていくというようなものが、今回の条例改正の内容となっております。

4 番の今後の対応について書いてありますが、国立市におきましては、直営型 1 か所の体制を変更するとかいうことではないんですが、あくまでも今回の施行規則が一部改正されたことに伴って変更をさせていただくということになっております。

ただ、今後、やはり地域包括支援センターの人員確保に困難が生じた場合につきましては、この方法等を含めまして人員配置の検討をさせていただくというようなことになっていきますので、そこにつきまして条例の改正が予定されているということでの報告ということでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。今、御説明のあった点について、質問等ありましたらお願いします。

森平委員。

【森平委員】

国立では目下のところ問題はないということですが、常勤換算方法というのはどういうものなんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

常勤換算方法についてなんですが、これは地域包括支援センターに限らず、福祉の介護の職種等を含めて、常勤の職員を何人配置しなければならないというふうに定められております。

この換算の方法なんですが、1 週間に働くべき時間数を定められているものがございまして、それを非常勤の職員が 2 人ですとか 3 人ですとか働いた時間数で割りまして、常勤の時間数として換算をすることができるというものになっております。

国立市でいいますと、今、正規職員が働くのが 1 日で 7 時間 45 分というような形になります。非常勤の職員で、今、会計年度任用職員が働いているのが 6 時間になりますと、大体 7.7、約 0.8 の勤務という形になりますので、その職員 2 人が働くと大体常勤職員の時間数を超えていくという形になっていきますので、そのような形での配置をすることによって、常勤の職員数というふうに換算することができるというものになります。

以上になります。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

少し今の点を補足させてください。すごく単純化して申し上げますと、常勤職員さんが週 40 時間の勤務だったと仮定させていただいて、週 20 時間の勤務でいいよという非常勤職員さんが 2 人いれば常勤職員 1 人分の扱いにしていよというのが、常勤換算方法という方法でございます。今の小山の説明を簡単に言うとそういうことでございますので、補足でございました。

以上です。

【林会長】

ほかに御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、資料１５については以上ということで、その他で何かありますでしょうか。事務局、どうぞ。

【事務局】

今日も様々議論いただきまして、ありがとうございます。その他というところで、今回の運協の予定について御説明させていただければと思います。今日お配りの会議次第の一番下にありますとおり、次回は３月２１日金曜日、同じ場所で行いたいと思ってございます。２月にももともと予定されておったと思うんですが、議会のほうの日程とかぶってしまいました関係もありまして、２月は中止というか、実施しないという形を取らせていただければと思います。代わりとしまして、先ほど申し上げた部会を少しやらせていただく期間にさせていただければと思ってございます。

また、今回の運協に向けての議題というところなんですが、今日の冒頭にも申し上げましたとおり、論点整理の②をさせていただければと考えてございますので、ぜひ皆様、今日もたくさん御意見をいただきましたが、次回に向けてもそれぞれのお立場から、次の介護保険事業計画にこういう論点が必要ではないか、こういう視点で考えなきゃいけないんじゃないかというふうなことを教えていただくような場にしたいと思っていますので、どうぞお願いしたいと思ってございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

【事務局】

いいですか。

【林会長】

はい、事務局、どうぞ。

【事務局】

すいません、それともう１つ言い忘れました。今回の議題の１つに、現在公募を進めております東２丁目の市有地における小規模多機能型施設、あちらの審査のほうも３月の運協の中でしていきたいと思ってございますので、審査いただく資料等は別途送らせていただきます。その際にまた御覧いただければと思いますけども、そんなものも次回予定しているということで、御承知おきいただければと思います。

ありがとうございます。

【林会長】

分かりました。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

申し訳ありません。ちょっと御案内です。来月、２月７日金曜日、平日ではあるんですがけれども、午後１時半から４時ということで、初めて社協とYMCAの学園とのコラボで学習成果発表会の見学会を開催することになりました。というのは、ちょっとYMCAさんとこちらの会合というところで、人材不足について何かできないかということとを昨年度ぐらいから少し話をしている中で、YMCAさんが毎年、１年生が授業で学習成果発表会、１年学んだことをグループでまとめてそれをディスカッションするというような授業をやっているの、ぜひ地域の方にそういったところで見学をしていただく、あえてそれで学園を知ってもらいたい、学生さんを知ってもらうという交流の場になるのではないかということで御提案いただきまして、この企画を進めてまいっております。

先ほど各外国人の方ということで、まさしくYMCAさんも日本人の学生よりも外国

の方の留学生がメインだということですが、だからこそより熱心に、こんな優秀な学生さんがいろいろと専門の資格を取ろうと励んでいらっしゃるという、それを間近に見られる、こちらも教えてもらう場にもなるということですので、もし時間がありましたら、時間内出入り、一応自由とはなっておりますし、ちょっとのぞきに來られるお時間がありましたら、ぜひ多くの方に来ていただけたらと思ひまして、今日チラシを持ってきましたので、ぜひお持ち帰りいただけたらありがたいです。

【林会長】

ありがとうございます。

ちょっと戻るんですが、今日は論点整理①ということで、次回3月は論点整理②ということなのですが、今日は大部の資料12というのを基に御説明いただいて、そこでかなりいろんな論点も出てきたかと思うのですが、論点整理②のときは別の資料がまた出るのでしょうか。あるいはこれを、これから今日出なかった論点を出していくというようなことでしょうか。

事務局。

【事務局】

基本的には皆様から御意見をいただくような場にしたいというふうな思いで今おります。何か資料、箇条書みたいな形でも資料を出していただければ、それを皆さんにお配りして議論していただくというふうな時間になればいいななんていうことを考えてございます。

今日もたくさんの御議論で論点出しをしていただいたと思うので、そのまとめなんかも我々のほうから出させていただきながら、さらに追加で、こういうことはどうだろう、ああいうことはどうだろうというのを各委員の皆様から頂戴できればと思っておりますが、ちょっと細かい詳細とか、資料をもし出してくださるということであれば、どういうふうに出してもらうという辺りは、恐れ入ります、会長、副会長、また御相談させていただく中で、皆さんにも御案内をさせていただければと思ひますが。

すいません、今日時点ではそのような回答でよろしいでしょうか。

【林会長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかにその他で何かございますか。よろしいですか。

では、今日はここまでで終わりにしたいと思います。大変お疲れさまでした。

—— 了 ——